

各 位

小樽市建設部長

貸出ダンプ制度に係る積込機械の登録届出について

日頃、皆様には本市の除排雪作業の実施につきまして、格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
本年度も本格的な降雪期を迎えるに当たり、例年行っております貸出ダンプ制度を、令和8年1月中旬から令和8年3月中旬までを目処に実施する予定です。

当該作業に従事することを希望される法人又は個人につきましては、積込作業中における事故防止及び効率的な利用を図るため、積込機械の登録を行いますので、下記の要領で届け出されるよう御案内申し上げます。

記

- 1 該当機械 タイヤドーザ、ロータリ除雪車
※ 別紙「貸出ダンプ積込作業における注意事項」の3に記載されている作業が可能な機械に限る
- 2 提出書類 ①貸出ダンプ機械届出書（別紙様式1のとおり）
②届出機械の車検証（写）
③自賠責保険証（写）
④任意保険証（写）
⑤リース契約書（写）
⑥運転者名簿（別紙様式2のとおり）
⑦上記運転者の免許証（写）及び車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証（写）
⑧小樽市税に滞納がないことの証明書（発行年月日が令和7年9月1日から10月31日までのもの）
⑨貸出ダンプ機械届出の変更について（別紙様式3のとおり）
⑩除雪機械技術講習会（一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部主催）を受講した修了証（写）（令和3年度以降の受講は可、5年以内の機械運転手1名分）
※ 車検等の都合により、②～⑤の提出が期日までに間に合わない場合は、②～⑤を除く①、⑥、⑦、⑧を期日までに提出し、車検等の手続き完了後、速やかに②～⑤を提出してください。
※ 保険については、対人賠償及び対物賠償への加入を必須とします。
※ ⑤はリース車両のみ、⑨は登録内容の変更があった場合のみ提出願います。
※ 書類は持参により提出願います。（郵送での受け付けは行いません）
- 3 届出の要件
次に掲げる条件に該当する者は、届出をすることはできません。
（1）小樽市税を滞納している者
（2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- 4 届出先 小樽市建設部建設事業室維持課
（住所 小樽市花園5丁目10番1号 電話 32-4111 内線 7578、直通 27-0205）
- 5 届出期間 令和7年 9月 1日（月）～令和7年10月31日（金）（土、日曜日、祝日を除く）
受付時間 午前9時から午後5時20分まで
※例年10月1日から受付していますが、今年度より9月1日から受付開始いたします。

貸出ダンプ積込作業における注意事項

1 登録の確認

貸出ダンプ制度で除排雪作業を行う場合、積込機械の登録をしなければなりません。登録内容に変更が生じた場合には、免許証等の書類とともに、変更届（様式3）の提出をお願いいたします。

なお、登録内容が虚偽の場合、登録を取り消す場合があります。

2 安全の最優先に関するお願い

積込作業については、積込業者と町会又は団体との契約であり、直接、市は契約関係にありませんが、市からの貸出ダンプとの共同作業を行うことから、事故防止に努め、安全を最優先とした作業をお願いいたします。

3 作業について

雪を積み込むダンプトラックにおいて、4 t ダンプは5 m³、10 t ダンプは14 m³の積込量に換算します。4 t ダンプの差し枠は30 cmと50 cm、10 t ダンプの差し枠は60 cmと80 cmとなっています。

積込量について、上記の数量となりますが、現場での積込量の確認等は、以下のポイントにより判断してください。

- ・左右の差し枠の高さまで雪が届くように積載するものとし、中央部はトラック荷台の一番高い位置まで雪山を作るように載せてください。
- ・積み込む際には、圧雪の板状ではなく、積込バケットを活用し雪塊をよく砕き、効率よく積載できるよう心掛けて作業を行ってください。

4 市の体制

市でパトロールを行いますので、職員から積込作業等について指摘された場合、その指示に従ってください。

5 注意事項

- ・前述の積込量のポイントで示した量より少なく積み込む、対象外の路線や雪堆積場の雪を意図的に排雪する、又は申請箇所と違う箇所の排雪を行うなど、市に対し不誠実な行為が行なわれた時には、登録を取り消す場合があります。
- ・積込バケットで道路の雪を集める際、路面の舗装や宅地側の塀や門などを破損させないように十分に注意して作業を行ってください。
- ・排雪区域は道路に限定しています。敷地内や雪堆積場（空き地や駐車場等）の雪については、排雪できません。
- ・道路幅員が8 m以内で積込機械の転回場が必要な場合は、転回場の使用を1申請で1か所のみ認めますが、転回場を排雪する面積は、100 m²程度とします。また、申請延長が概ね200 mを超える場合、最大2箇所まで認めます（ただし、200 m区間ごとに1箇所とする）
- ・作業実施に当たっては、必ず、現場見取図を確認してください。

6 道路使用許可について

貸出ダンプ作業の実施に当たり、道路使用許可を小樽警察署に申請する必要があります。

この他、不明な点がある場合、小樽市建設部建設事業室維持課に連絡してください

【連絡先 32-4111 内線7578、直通27-0205】